

令和 9 年度の献血の推進に関する計画 新旧対照表

(傍線部分は変更部分)

令和 9 年度献血推進計画	令和 8 年度献血推進計画
- 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定める令和 9 年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 31 年厚生労働省告示第 49 号）に基づくものである。 第 1 令和 9 年度に献血により確保すべき血液の目標量 - 令和 9 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤●万リットル、血漿^{しょう}製剤●万リットル、血小板製剤●万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 - さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和 9 年度には、全血採血による●万リットル及び成分採血による●万リットル（血漿^{しょう}成分採血●万リットル及び血小板成分採血●万リットル）の計●万リットルの血液を献血により確保する必要がある。	- 本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき定める令和 8 年度の献血の推進に関する計画であり、血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針（平成 31 年厚生労働省告示第 49 号）に基づくものである。 第 1 令和 8 年度に献血により確保すべき血液の目標量 - 令和 8 年度に必要と見込まれる輸血用血液製剤の量は、赤血球製剤 52 万リットル、血漿^{しょう}製剤 26 万リットル、血小板製剤 17 万リットルであり、それぞれ必要と見込まれる量と同量が製造される見込みである。 - さらに、確保されるべき原料血漿^{しょう}の量の目標を勘案すると、令和 8 年度には、全血採血による 134 万リットル及び成分採血による 90 万リットル（血漿^{しょう}成分採血 60 万リットル及び血小板成分採血 30 万リットル）の計 224 万リットルの血液を献血により確保する必要がある。

令和 9 年度献血推進計画	令和 8 年度献血推進計画
第 2 献血に関する普及啓発その他の第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項 令和 7 年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和 9 年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。 2 献血推進のための施策 (1) 普及啓発活動の実施 ア 国民全般を対象とした普及啓発 (7) 全国的なキャンペーン等の実施 ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7 月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の 1 月及び 2 月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>神奈川県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 (ウ) 複数回献血の推進 (略) ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、<u>献血者へのサービスの向上を図るとともに、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」を活用し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献血者に対しては、次回の献血予約や複数回献血</u>	第 2 献血に関する普及啓発その他の第 1 の目標量を確保するために必要な措置に関する事項 令和 6 年度までの献血の実施状況とその評価を踏まえ、令和 8 年度の献血推進計画における具体的な措置を以下のように定める。 2 献血推進のための施策 (1) 普及啓発活動の実施 ア 国民全般を対象とした普及啓発 (7) 全国的なキャンペーン等の実施 ・ 国、都道府県及び採血事業者は、7 月に「愛の血液助け合い運動」を、翌年の 1 月及び 2 月に「はたちの献血」キャンペーンを実施する。また、「愛の血液助け合い運動」の主たる行事として、<u>鳥取県</u>において献血運動推進全国大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力して模範となる実績を示した団体又は個人を表彰する。 (ウ) 複数回献血の推進 (略) ・ 採血事業者は、献血者から継続的な献血への協力を得られるよう、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上を図るとともに、<u>平素から献血者に対し、複数回献血への協力を呼びかける。特に初回献</u>

令和 9 年度献血推進計画	令和 8 年度献血推進計画
<u>の必要性等について十分に説明する。</u> イ 若年層を対象とした普及啓発 (イ) 効果的な広報手段等を活用した取組 ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を<u>中心</u>とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。 (エ) 学校等における献血の普及啓発 (略) ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図るなどして、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や、<u>血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。</u> ウ 幼少期の子供とその親等を対象とした普及啓発	<u>血者に対して、重点的に継続的な献血への協力を呼びかけるとともに、若年層に対しては、「イ 若年層を対象とした普及啓発」等に定める取組を通じて、複数回献血の推進を図る。</u> イ 若年層を対象とした普及啓発 (イ) 効果的な広報手段等を活用した取組 ・ 国、都道府県及び採血事業者は、SNSを含むインターネット等を<u>主体</u>とした情報発信により、目に触れる機会を増やすとともに、実際に献血してもらえるよう、学生献血推進ボランティア等の同世代からの働きかけや、献血についての普及啓発資材に国が作成した献血推進キャラクターを活用するなど、実効性のある取組を行う。 (エ) 学校等における献血の普及啓発 (略) ・ 採血事業者は、国及び都道府県の協力を得て、学生献血推進ボランティアとの更なる連携を図り、学校等における献血の推進を促す。また、将来医療従事者になろうとする者に、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組を行う。 ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発

令和 9 年度献血推進計画	令和 8 年度献血推進計画
・ 次世代の献血者を育てていくため、<u>親等</u>から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、<u>親子等</u>で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。 (2) 採血所の環境整備等 ア 献血者が安心して献血できる環境の整備 (略) ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、<u>採血の都度、映像やリーフレット等</u>を活用して、<u>採血の手順、採血後に十分な休憩をとる必要性や気分が悪くなった場合の対処法等</u>について、十分に<u>説明</u>を行う。 (略) イ 献血者の利便性の向上 ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地	・ 次世代の献血者を育てていくため、親から子へ献血や血液製剤について伝えることが重要である。このため、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、親子で一緒に献血に触れ合えるよう、血液センター等を活用した啓発を行う。 (2) 採血所の環境整備等 ア 献血者が安心して献血できる環境の整備 (略) ・ 採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を軽減することはもとより、献血者の安全確保を図ることが必要である。このため、<u>採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等</u>について、<u>映像やリーフレット等</u>を活用した事前説明を<u>採血の度ごとに</u>十分に行う。 (略) ・ <u>採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、献血者が安心して献血できるよう感染症対策を十分に行うとともに、献血者へ対策についての情報発信を適切に行う。</u> イ 献血者の利便性の向上 ・ 採血事業者は、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地

令和 9 年度献血推進計画	令和 8 年度献血推進計画
域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」を活用した WEB 予約の推進等に積極的に取り組む。 第 3 その他献血の推進に関する重要事項 3 災害時等における献血の確保 (略) - 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、<u>安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染対策及びその説明</u>を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。 4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和 10 年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。	域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、献血 Web 会員サービス「ラブラッド」等の <u>ICT</u> を活用した WEB 予約の推進等に積極的に取り組む。 第 3 その他献血の推進に関する重要事項 3 災害時等における献血の確保 (略) - 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、採血事業者は、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、<u>安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止</u>を図るとともに、様々な広報手段を用いて、献血への協力を呼びかける。また、国、都道府県及び市町村は、採血事業者の取組を支援する。 4 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価 国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果並びに進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を令和 9 年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。